

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	18 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から同年5月まで

平成12年2月から同年5月までの国民年金保険料は、私が夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び私自身の種別変更手続を行い、納付年月日は記憶していないが納付書にて金融機関で納付したはずなのに未納の記録となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年11月7日の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適正に行い、同年11月の1か月分の国民年金保険料を納付し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を2回とも適正に行っているなど、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高いことがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間の平成12年2月16日の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適正に行っており、申立期間は4か月と短期間であるので、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から同年5月まで

平成12年2月から同年5月までの国民年金保険料は、妻が厚生年金保険から国民年金の切替手続きを行い、納付年月日は記憶していないが、納付書にて金融機関で納付したはずなのに未納の記録となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成7年\*月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、15年11月7日の厚生年金保険から国民年金の切替手続きを適正に行い、同年11月の1か月分の保険料を納付しているため、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高いことがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間の平成12年2月16日の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適正に行っており、申立期間は、4か月と短期間であるため、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から47年3月まで

申立期間については、当時私が勤務していた会社の社長であった伯父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、当時の同僚の保険料を、伯父が納付していたと同僚から聞いているので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、勤務していた会社の社長であった伯父が、同僚と同じく私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。」と申述しているところ、申立期間当時の申立人の同僚Aからは、「自分と申立人は正社員で、社長が正社員の国民年金の加入手続を行い、同時にその保険料を納付しており、自分は在職中には国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していなかった。」との証言が得られている上、同僚A及びBの国民年金の加入時の住所が、社長である申立人の伯父の自宅の住所となっていることが社会保険事務所の被保険者台帳により確認でき、申立期間の納付記録は二人とも納付済みとなっていることからみても、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付については申立人の伯父が関与していたと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の記録から昭和47年1月から同年2月にC社会保険事務所において払い出されたことが確認できることから、当該時点で現年度納付することが可能であった46年4月から47年3月までの保険料について納付したものと考えても特段不自然ではない。

一方、申立人の手帳記号番号は昭和47年1月から同年2月までの間に払い出されていることから、申立人が20歳となった42年\*月の時点で申立人の伯父が国民年金の加入手続をしたとする申立人の申述とは相違している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付について、申立人は関与しておらず、関与していたと主張する申立人の伯父は既に他界しているため、加入手続等の詳細は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年9月まで

私は、昭和58年9月に会社を退職後、A市で国民年金に加入し、妻と共に国民年金保険料を付加保険料を含めて納付した。申立期間を含むA市在住期間中は失業中で、60年10月にB市で再就職するまで、預金を取り崩して生活していたが、国民年金は老後のためにと生活は苦しくとも最優先で納付していた。付加保険料込みで納付したのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した後、国民年金に加入し、申立期間当時は失業中であったが優先して国民年金保険料を付加保険料を含めて納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年11月にA市において払い出されており、申立期間直前の保険料については、A市において付加保険料を含め申立人の妻の保険料とともに現年度納付したことが確認できる上、申立期間は18か月と比較的短期間であり、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、申立期間当時、特段生活上の変化がなかったことを考え併せると申立人は申立期間の保険料を付加保険料を含めて納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っており、申立人夫婦共に付加保険料の納付記録も確認できることから、国民年金への意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人が納付したとするその妻のA市における申立期間直前の納付記録は、妻から提出された領収証書に基づき平成20年12月24日に納付済みに訂正されており、行政側の著しく不適切な記録管理が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

私は、国民年金に20歳から加入し25年間納付すれば将来年金がもらえると聞いたので、20歳になった昭和43年\*月にA区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は納期ごとに納付書で金融機関に納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月に任意加入により払い出されたことが、B社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間直後の同年4月から平成9年3月まで27年の長期間にわたり国民年金保険料を納付済みであり、任意に加入して手帳の交付を受けながら保険料を納付しなかったとは考え難く、国民年金に加入した45年1月から同年3月までの期間の保険料については納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和43年3月から44年12月までの期間は、国民年金の加入手続以前の未加入期間であるため、保険料を納付することはできない期間である。

また、社会保険事務所の個人別国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人の氏名を確認することができず、別番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私が結婚をする際に、私の父がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私の夫がB市役所にあるC銀行の出張所から夫婦二人分を滞ることなく一緒に納付していた。息子が20歳になってからは息子の保険料も一緒に納付していたのに申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、任意加入期間を含む国民年金加入期間456か月のうち、申立期間を除き455か月の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の保険料の納付状況をみると、毎月ほぼ期限内に納付している上、国民年金基金にも加入していたことから、納付意識が高かったと認められ、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っており、空白期間等はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年7月から同年9月まで  
③ 昭和39年4月から40年3月まで

私の国民年金は、母が昭和36年4月に加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれており、その後、実家を出てからは、当時一緒に生活し、後に結婚した妻にお金を渡して払ってもらっていた。申立期間①及び③が未納となっているのは納得ができない。また、申立期間②は、生活保護を受給したことは無く、保険料を納付していたはずであり、法定免除期間となっているのは納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間③の直前の昭和38年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料を同年11月24日に過年度納付していることが確認でき、同時点で申立期間③は現年度納付が可能であり、前後の期間が納付済みで、12か月と短期間であることを踏まえると、納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金への加入手続を行ったその母についても、当初は申立人と同様、申立期間①は未納であったこと、及び申立期間②は法定免除であったことが確認できる。

また、申立人は、住民票の異動は昭和41年12月の結婚後だが、実際にはその4、5年前から実家を出て、現在の妻と同居していたと述べている

ことから、申立期間後に申立人の母が申立期間①及び②の保険料を納付又は追納した際に、申立人の保険料と一緒に納付又は追納した可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人からお金を受け取って保険料を納付していたとする妻も、申立人の保険料を納付し始めた時期についての記憶が曖昧である上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から39年9月まで  
② 昭和39年11月及び同年12月

私は申立期間当時、家業の店で働いており、国民年金保険料は、両親と同様に隣組の集金により納付していた。両親が納付済みであるのに私だけが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和39年10月の国民年金保険料を41年12月14日に過年度納付した領収書を所持しており、同時点で申立期間②についても過年度納付が可能である。

また、申立期間②は、前後の期間が納付済みであり、2か月と短期間であることから、納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日(昭和41年9月30日)から、申立人夫婦は、同年9月ごろにそろって国民年金の加入手続を行ったと推認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人夫婦が加入手続を行った昭和41年9月の時点で申立期間①の大半は時効により保険料を納付することはできない上、申立人の夫も結婚後の39年5月から同年9月までは未納となっている。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 7 月に退職して会社の寮を出たため、A 市役所に住所変更手続に行った際、国民年金の加入手続も行い、手帳を受け取って帰ってきた。

その後、納付書も届いたので、支払うものは早いうちにと思い、B 銀行でいくらかまとめて保険料を納付した記憶があるので、申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月に社会保険事務所から A 市に払い出された番号の一つであること、及び A 市が保管する年金手帳交付簿により、申立人の年金手帳が同年 6 月 17 日に交付されていることが確認できることから、申立人は、同年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から平成 20 年 3 月に厚生年金保険に再加入するまでの期間に未納は無く、昭和 60 年 10 月に結婚した後も任意加入し、61 年 4 月の第 3 号被保険者資格発足時に第 3 号被保険者への切替手続を適切に行うなど納付意識の高さが認められることから、申立期間が 9 か月と短期間であることを考え併せると、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月及び同年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年3月  
② 昭和59年7月から同年11月まで

私は、会社を辞めた際、人事担当者から国民年金に加入するよう勧められ、A市役所で加入手続を行った。昭和59年8月ごろ、結婚のためB市へ転居するので、まとめて国民年金保険料を納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和59年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が国民年金保険料をまとめて納付したと主張する同年8月の時点で、申立期間①の保険料は過年度納付、申立期間②は現年度納付が可能である。

また、当時A市役所では、過年度納付書の発行を行っており、市役所内に金融機関が存在していたと回答していることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の間は納付済みである上、申立期間①は1か月、申立期間②は5か月で合計しても6か月と短期間であることを踏まえると、申立期間①及び②の保険料は、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 42 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 42 年 4 月分から初めて納付されたことになっているが、亡くなった母が 39 年 11 月ごろに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたはずなので、同年 11 月から 42 年 3 月までが未納とされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の加入手続は昭和 42 年 1 月ごろに行われたと推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付又は現年度納付が可能である。

また、申立人は、昭和 48 年 12 月に厚生年金保険に加入するまでは、その母が保険料を納付してくれていたと述べているところ、申立期間後に未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成8年8月及び同年9月については41万円、9年8月から11年12月までの期間については38万円、12年1月から15年8月までの期間については41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から15年9月1日まで

申立期間については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と給与から控除された厚生年金保険料が一致しない。標準報酬月額が実報酬より不当に低く記録されている。給与明細書があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与明細書（平成8年8月から14年11月まで）で確認できる保険料控除額に見合った標準報酬月額と報酬月額に見合った標準報酬月額とを比較した結果、保険料控除額に基づく標準報酬月額の方が低くなっている。

また、保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額とを比較した結果、申立期間のうち、平成8年8月、同年9月、9年8月から11年12月までの期間及び12年1月から14年11月までの期間については、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額の方が低くなっている。

さらに、申立期間のうち、平成14年12月から15年8月までの期間については、保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無いもの

の、引き続き 41 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 8 年 8 月及び同年 9 月については 41 万円、9 年 8 月から 11 年 12 月までの期間については 38 万円、12 年 1 月から 15 年 8 月までの期間については 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が複数回にわたり一致しておらず、いずれの機会においても社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 8 年 10 月から 9 年 7 月までの期間については、給与明細書の保険料控除額に見合った標準報酬月額（38 万円）と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から6年4月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を4年4月から同年9月までは41万円、同年10月から6年3月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から6年4月30日まで  
② 平成6年4月30日から同年12月30日まで

A社における平成4年4月から6年3月までの標準報酬月額が、当時の報酬と相違しているので、訂正してほしい。また、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が6年4月30日となっているが、同年12月30日まで勤務していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は平成6年4月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年5月17日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年4月から同年9月までの期間については41万円から、同年10月から6年3月までの期間については44万円から、それぞれ9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、当該事業所の事業主の妻は、申立人は当時事務を担当していないので社会保険の届出には関係していないと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の記録訂正は有効なもの

とは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年4月から同年9月までは41万円に、同年10年から6年3月までは44万円に訂正することが必要である。

- 2 一方、社会保険事務所の記録によりA社は、平成6年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることから、申立期間②において、A社は適用事業所ではない。

また、事業主の妻は、「社会保険を止めたいので今後は国民年金に入ってくださいと伝え、全員の合意を得たので全喪届を出した。」と供述している上、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②において国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間②を含む平成6年度の国民年金保険料を平成7年3月20日に一括納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成9年4月から同年12月までは22万円、10年1月から11年9月までは28万円、同年10月から12年10月までは30万円、同年11月から13年1月までは16万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から13年2月28日まで

私の年金の受給額が少ないように思われたので、平成20年\*月、65歳のときに会社の管轄社会保険事務所に出向いて、標準報酬月額を調べようと思っていた矢先に、居住地の社会保険事務所から連絡があり、4年もさかのぼって標準報酬月額が訂正されていることを知った。私はこのような手続をしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成13年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年4月から同年12月までの期間については22万円から、10年1月から11年9月までの期間については28万円から、同年10月から12年9月までの期間については30万円から、それぞれ9万2,000円に、同年10月については30万円から、同年11月から13年1月までの期間については16万円から、それぞれ9万8,000円に、遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立期間当時は監査役であったことが確認できるが、申立人は、「会社の代表者印は、同社の株式を52%保有していた者が所持していた。社会保険関係の手続は、当初自分が担当していたが、平成10年ごろに交代させられた。」と供述しており、当該事業所に12年ごろに勤務していた元従業員は、「申立人

はB（職種）の仕事をしていた。」と供述している上、申立人は、上記遡及訂正が行われた13年4月6日と同日に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年4月から同年12月までは22万円、10年1月から11年9月までは28万円、同年10月から12年10月までは30万円、同年11月から13年1月までは16万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和34年5月10日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

また、A社B事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年12月1日）及び資格取得日（36年3月1日）の記録を取り消し、35年12月から36年2月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和34年5月は明らかでない認められ、35年12月から36年2月までは履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月10日から同年6月1日まで  
② 昭和35年12月1日から36年3月1日まで

私は、昭和25年12月から57年3月まで一貫してA社に勤務していたので、2回、延べ4か月間にわたり厚生年金保険の被保険者期間となっていない期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録カードの写し及び複数の同僚の証言により、申立人は申立期間①及び②において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和30年10月から36年2月まではC（D県E市）に、同年3月からはF（G県H市）に勤務していたと述べているところ、人事記録カードの「入社後の経歴」欄には、27年11月1日からI事業所に、30年10月20日かJ事業所に勤務し、42年9月16日からB事業所長となったことが記載されており、「現住所」欄には、D県K郡L村（現在は、E市）への住所変更が30年10月に、G県H市への住所変更が36年12月にそれぞれ届け出られていることが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、Cに勤務していた昭和34年6月1日

から 35 年 12 月 1 日までの期間について、同社 B 事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において A 社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、昭和 34 年 5 月 10 日に同社 M 支店から同社 B 事業所に異動）、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、昭和 34 年 6 月の社会保険事務所の記録から 1 万 6,000 円、申立期間②については、35 年 11 月の社会保険事務所の記録から 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、申立期間①については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 12 月から 36 年 2 月までの保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から10年12月1日まで  
私は、平成9年7月1日から10年12月1日まで、A区Bに在ったC社に勤務していたが、今般、D社会保険事務所から、標準報酬月額の記録が10年12月7日付けでさかのぼって20万円から9万8,000円に減額訂正された旨の説明を受けた。事業主から当該減額について説明された記憶が無いので、調査の上その記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社は、平成10年12月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その6日後の同年12月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9年7月から10年11月までの期間について20万円から9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、C社の商業登記簿により申立人が取締役であったことが確認できるが、申立人は、「E（職種）を担当していたので、上記訂正処理には、かかわっていない。代表者印の保管や社会保険の事務手続は代表取締役が行っていた。」と供述しており、当時の事業主及び申立人以外の役員等は所在不明であり、連絡の取れた従業員は、申立人が社会保険の事務に関与していたかについて不明と回答しているため、申立人が、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から同年9月30日まで  
社会保険事務所から申立期間の標準報酬月額が減額されていることを聞いたが、当時の給与は35万円くらいだったので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年9月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年10月2日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が同年3月から同年8月までの期間について36万円から13万4,000円に遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人は、B（職種）を行う現場責任者であり、社会保険事務にはかかわっていなかった。」と証言している上、当該事業所の社会保険事務の担当役員であった専務取締役は、「社会保険料の滞納金額を処理するため、社会保険事務所の指導に基づいて月額変更届を提出した記憶はあるが、給与の実支給額は減額しなかったので、申立人に標準報酬月額の減額訂正について説明しなかった。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月1日から同年11月1日まで  
私は、平成9年4月1日から同年11月1日まで、A区Bに在ったC社に勤務していたが、今般、D社会保険事務所から、標準報酬月額の記録が同年11月25日付けで59万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されている旨の説明を受けた。事業主から当該減額について説明された記憶が無いので、調査の上記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社は、平成9年11月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その24日後の同年11月25日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9年4月から同年10月までの期間について59万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、C社の閉鎖事項全部証明書により、取締役であったことが確認できるが、厚生年金保険の手続を担当していた取締役及び監査役を含めた複数の同僚が、「申立人は営業を担当していたので社会保険事務を含めた経理及び給与関係事務にはかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社B部（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和43年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月6日から同年8月1日まで

私は、昭和36年2月11日にA社D（所属名）に入社し、平成元年6月1日に同社C支店を最後に退職するまで、継続して厚生年金保険に加入していたはずであるが、E支店から本社B部に異動した時期に当たる昭和43年7月6日から同年8月1日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出されたA社本社保管の准社員名簿及び社会保険被保険者台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年7月6日に同社E支店から同社本社B部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社本社B部における昭和43年8月1日の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成2年11月から3年9月までは30万円に、同年10月から4年2月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年3月23日まで  
A社での標準報酬月額は、平成2年11月から3年9月までの期間は30万円、同年10月から4年2月までの期間は32万円であったが、いずれの期間も8万円にさかのぼって訂正されているのはおかしいので、記録を元に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年3月23日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年11月から3年9月までの期間については30万円から、同年10月から4年2月までの期間については32万円から、それぞれ8万円に遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書により、申立人は役員ではないことが確認できる上、元同僚は、「申立人は、B(職種)担当者であって、社会保険関係の事務手続には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なもの

とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年11月から3年9月までは30万円、同年10月から4年2月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から9年3月10日まで  
申立期間の標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年3月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年5月から9年2月までの期間について50万円から30万円に遡<sup>そぎゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員及び元事業主は「申立人は、主に社内の雑務的な仕事をしており、社会保険関係の事務手続は会計事務所が行っていた。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月28日から37年3月1日まで

私は、昭和35年4月にA社に入社し、平成10年8月に退職するまで継続して勤務した。社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書、社内経歴書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年9月28日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年3月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間についてA社にB(職種)として勤務しており、当時は、会社の寮にも入っていた。それなのに、その期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないのに納得できないので、調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び元事業主の妻の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が記憶していた元同僚3名全員に、当該事業所での厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する上、そのうち2名については、申立人と同様に当該事業所の寮に入っていた旨供述している。

さらに、当該事業所で社会保険の事務手続を行っていた元事業主の妻は、「申立期間当時は、2、3か月で辞める者も多かったが、そういう者も含めて、試用期間等は設けずに、入社後直ちに厚生年金保険に全員を加入させていた。」と供述していることから、申立期間当時、当該事務所においては、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務で、同時期に入社した元同僚の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から54年11月まで  
昭和52年7月ごろA市において、事業主としてB事業所を起業した際、当時の事務担当者が国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を数回支払ったと記憶しているので確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、当時加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する事務担当者の所在が不明のため、国民年金の加入手続や保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年11月と平成5年4月に払い出されているが、それぞれの払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、これ以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は29か月と長期間であり、申立人は、国民年金の加入期間において、保険料の納付済期間が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から同年5月まで

私は短期大学を卒業してから現在まで、国民年金加入は「社会人の義務」という親の指導もあり、年金未加入の期間を作らないよう管理してきた。特に、国民年金保険料の納付を忘れないように、必ず口座振替の手続をしてきた。

申立期間は、A社から次の会社であるB社に就職するまでの3か月分だが、退職後、C市役所D出張所で国民年金への加入手続を行った後、口座振替で保険料を納付していたので、未納と記録されていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の資格取得は、平成14年10月1日に第3号被保険者の届出を行ったのと同時に行われ、社会保険事務所において、同年11月9日に資格取得の追加処理されていることが確認できるので、申立人が申立期間の加入手続を行った同年10月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、口座振替による納付もできない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から48年1月まで

私は、昭和44年9月に勤務していた会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期に、自分がA市役所に行き1階の窓口で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料を納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に勤務していた会社を退職し、A市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めていたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿によると54年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、社会保険事務所の被保険者台帳及びA市の被保険者名簿の記録においても54年10月1日に強制加入により最初の資格取得をしている上、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」も54年10月1日と記載され記録が一致しており、これ以降の国民年金加入期間は未納期間が無く保険料を納付していることからみて、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然であり、申立期間は未加入期間であることから保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る個人別手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果及び氏名検索の結果においても別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から50年3月まで

昭和50年12月ごろ、A町役場の職員から、今なら不足分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができるからと国民年金への加入を勧奨され、私の夫が夫婦二人の国民年金加入手続をし、保険料も夫が夫婦二人分で10万円くらいを役場の窓口で一括納付した。大金であったのでよく覚えており、申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろ、A町役場で申立人の夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を一緒に一括して納付したと申述しているところ、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与をしておらず、申立人の夫も保険料の特例納付の始期を45年4月からとした理由が定かでない<sup>あいまい</sup>と述べるなど記憶が曖昧であり、保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、昭和14年\*月生まれである申立人の夫は昭和50年12月の加入時点から60歳に到達する月の前月である平成10年\*月までの期間、保険料を納付しても老齢年金の受給資格に必要な期間を満たすことはできないが、昭和18年\*月生まれである申立人は、加入時点から保険料を納付し続ければ受給資格期間を満たすことができ、特例納付制度の目的に照らすと、保険料をさかのぼって納付する必要は乏しかったものと考えられる。

さらに、A町の国民年金保険料納付者名簿によると、申立人の夫は、昭和50年12月23日に郵便局から保険料を特例納付及び過年度納付で一括納付した記録はあるが、申立人の記録は見当たらない上、社会保険庁の記録

とも一致していることを考え併せると、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から51年6月まで

私は、昭和51年の婚姻後に役場に国民年金の加入手続に行き、役場職員から特例納付の説明を受け、夫婦二人分の国民年金保険料として約100万円を納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和52年10月ごろであることから、第3回目の特例納付期間に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することは可能ではあるが、申立人が39年5月から51年6月までの期間の保険料を申立期間の保険料と一緒に特例納付したと主張するその妻の国民年金保険料収納記録も、当該期間が未納となっている。

また、申立人夫婦の国民年金保険料収納記録には、二人とも同じ時期に2回の未納期間があり、納付意識の高さがうかがえない。

さらに、申立人が特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1835 (事案 976 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 51 年 6 月まで  
昭和 51 年の婚姻後に夫が役場に国民年金の加入手続に行き、役場職員から特例納付の説明を受け、夫が夫婦二人分の保険料として約 100 万円を納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫の国民年金保険料収納記録でも、申立期間が未納となっていること、申立人が特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、その夫が申立期間の国民年金保険料を特例納付してくれたはずと主張しているが、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの期間、45年7月から46年3月までの期間及び46年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から45年3月まで  
② 昭和45年7月から46年3月まで  
③ 昭和46年7月から51年3月まで

私が両親と一緒にA区に住んでいたときに、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。両親は既に他界しており、当時のことは聞けないが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に住んでいたときに、その母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていたと申述しているところ、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付したとする申立人の母は既に他界していることから証言を得ることはできないため、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人がA区からB市C区へ転居した昭和47年11月には国民年金の住所変更を行っていなかったことから、申立期間の保険料を納付することはできない状況であったと考えられる。

さらに、申立人の母が申立期間に申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から54年3月まで

私が両親と自営業を営んでいた昭和46年4月ごろ、私の父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は父が母の分と一緒に納付していたはずである。申立期間、両親の保険料は納付済みとなっているのに私の保険料だけが未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を母の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に他界していることから加入手続きの状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月以降に払い出されていることから少なくとも申立期間の過半である51年9月以前は時効により保険料を納付することはできない上、申立期間当時に払い出された手帳記号番号について社会保険事務所において縦覧調査を行ったが、別の手帳記号番号により国民年金に加入した形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたとことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から59年3月まで

申立期間については、昭和54年に個人事業を始めたため、同年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのに、未納とされているのは納付できない。59年1月から同年3月までの納付書兼領収証書があるので、納付済みと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和61年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、54年10月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和61年3月の時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、昭和59年1月から同年3月までの保険料の納付書兼領収証書を所持しているが、当該納付書兼領収証書には、61年4月1日発行と印刷され、同年6月12日のA郵便局の領収印が押されていることが確認できることから、領収時点では2年間の時効が到来している上、社会保険庁のオンライン記録により、59年1月から同年3月までの保険料1万7,490円は、61年6月25日付けで、その時点で未納となっていた60年4月及び同年5月の保険料1万3,480円に充当し、残額4,010円を還付する

ことが決議され、61年8月1日に申立人の銀行口座に送金されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年6月まで

私が20歳になった昭和45年\*月の\*日か\*日に、母が国民年金の加入手続をしてくれ、現在まで国民年金保険料を納付してくれている。申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和53年8月ごろに行われたと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、20歳になった45年\*月\*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の加入手続が行われた昭和53年8月の時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の加入手続及び保険料納付をしてくれていたとする申立人の母からも、申立期間に係る加入手続をした場所、保険料額等について具体的な証言は得られなかった上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から51年3月まで

私は、結婚を契機に夫に勧められて、昭和45年3月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料をB郵便局で納付していた。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期により、申立人は、昭和51年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、結婚した45年3月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和51年6月の時点で、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金加入時に現在所持するオレンジ色調の年金手帳を交付されたと述べているが、昭和45年当時発行されていた国民年金手帳の色調とは異なる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年2月までの期間及び48年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年2月まで  
② 昭和48年11月

私は、昭和50年6月にA市役所又はB社会保険事務所の指摘を受けて、未納となっていた45年4月から46年3月までの期間及び49年7月から50年3月まで期間の国民年金保険料を50年6月25日に一括納付し、その際、他に未納分等が無いことを確認したので、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和50年4月に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、社会保険事務所が保管する特殊台帳により、加入後に第2回特例納付制度を利用して、申立期間前の45年4月から46年3月までの期間を特例納付し、申立期間後の49年7月から50年3月までの期間を過年度納付したことが確認できる。

しかし、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄には、昭和46年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、49年7月20日（平成19年1月29日付けで昭和49年7月21日に訂正）に資格を再取得したことが確認でき、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する特殊台帳の記載とも符合することから、厚生年金保険加入期間に挟まれた申立期間①及び②について厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成19年1月23日に申立人の厚生年金保険加入期間と国民年金加入期間との統合が行われたことが

確認でき、申立期間①及び②は、記録統合により発生した未加入期間であり、特例納付した時点では、申立期間①及び②は特例納付の対象とはならず、記録統合が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から61年3月までの期間及び61年4月から平成3年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から61年3月まで  
② 昭和61年4月から平成3年4月まで

私は、昭和61年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、A市役所から集金に来たのでその際に自宅で納付した。それ以前についても、加入手続とか国民年金手帳については覚えていないが、手帳をもらう前にも同市役所から集金に来ていたので保険料を納付していたと思うので、申立期間について未加入及び未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の3号該当処理日から、申立人は、平成3年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、昭和61年4月にさかのぼって国民年金の第1号被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の記号番号が払い出されていたことがうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った平成3年10月の時点で、申立期間①及び申立期間②の過半は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、年金手帳を交付される前にもA市役所から集金に来て保険料を支払っていたと思うと述べているが、同市役所では各戸を訪問しての加入勧奨は行っていないと回答しており、職員が個別徴収を行う対象は国民年金の既加入者であると考えられることから、申立内容に不自然

な点が見受けられる。

加えて、申立期間の保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から57年8月までの期間、同年10月、62年4月から63年7月までの期間、平成2年9月及び6年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年11月から57年8月まで  
② 昭和57年10月  
③ 昭和62年4月から63年7月まで  
④ 平成2年9月  
⑤ 平成6年7月

私は、服役中は国民年金保険料の納付が免除となっていると聞いていたのに、服役中の期間が申請免除となっていないことに納得できない。また、それ以外の期間についても、現在に至るまで未納期間は無いはずなのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳番号の前後の第3号被保険者の3号該当処理日及び国民年金手帳記号番号払出日により、申立人は、A市で昭和62年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、20歳になった55年\*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間①及び②については、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和62年7月の時点で、さかのぼって免除申請をすることはできず、時効により国民年金保険料を納付することもできない。

また、昭和 56 年\*月から 57 年\*月まで申立人が収監されていた B 刑務所は、文書の発送記録等は保管期間を経過したため廃棄済みであると回答しており、申立人が免除申請を行ったことの確認ができない。

- 3 申立期間③については、申立人と連番で国民年金に加入した申立人の妻も申立期間③は未納となっている。

また、申立期間④については、厚生年金保険加入期間と厚生年金保険加入期間との狭間の 1 か月であり、国民年金への切替を行った形跡は見当たらず、申立期間④は未加入期間であるので、保険料の納付はできない。

さらに、申立期間⑤については、社会保険庁のオンライン記録により、平成 7 年 2 月 2 日付けで、直前の厚生年金保険加入期間における被保険者資格の喪失日が 6 年 8 月 1 日から同年 7 月 31 日に訂正されたことにより生じた未納期間であり、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄において、6 年 8 月 1 日の国民年金の被保険者資格取得日が訂正されていないことを踏まえると、申立人が申立期間⑤について厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたとは考え難い。

加えて、申立期間③、④及び⑤の保険料納付を行ったと主張する申立人の妻は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付についての記憶は曖昧である。

- 4 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から55年5月まで

私は、昭和52年7月に退職後、A区役所B出張所で国民年金に加入し、毎月、C銀行D支店（当時）又はE郵便局で国民年金保険料を納付してきたのに申立期間が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年7月に退職後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者及び第3号被保険者の処理年月日から、申立人は、62年6月から同年9月までの間に加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、最初の勤務先における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した52年7月11日にさかのぼって、国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の加入手続が行われた昭和62年6月の時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から55年1月まで  
昭和55年3月に夫が独立開業したのをきっかけに、私は国民年金の加入手続を行い、このままでは年金がもらえないと言われたので、45年12月から55年1月までの国民年金保険料、約5万円をさかのぼって納付した。社会保険庁の記録で申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月の夫の独立開業をきっかけに国民年金の加入手続を行い、申立期間（110か月）の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、A区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、夫婦そろって56年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で第3回特例納付の実施期間（53年7月から55年6月まで）を過ぎているため、特例納付することはできない上、申立人がまとめて納付したと主張する金額は、申立期間について第3回特例納付により納付した場合に必要な金額とは大きく異なる。

また、申立期間のうち、結婚後の昭和46年10月から47年10月までの期間及び48年1月から55年1月までの期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は任意加入の対象者であり、制度上、任意未加入期間は、さかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から42年1月までの期間及び同年11月から平成3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から42年1月まで  
② 昭和42年11月から平成3年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、父が納付してくれていたため、未加入期間となっているのは納付できない。昭和33年に結婚してA市で生活していたが、生活が苦しかったため、父がA市まで来てくれ、郵便局やA市役所の窓口で保険料を納付してくれていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の基礎年金番号は、平成20年6月24日に申立人の過去の二つの厚生年金保険記号番号を統合した際に初めて付番されており、それ以前に、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の父は既に他界している上、申立人の弟も、父が申立人の保険料納付にどのようにかかわっていたのか、明確な記憶は無いと述べており、納付の実態は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 11 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 11 日まで A 事業所 B 部門に臨時職員として勤務しており、C 社会保険事務所で当該事業所の厚生年金被保険者名簿を見せてもらったとき、当時、臨時職員として一緒に働いていた同僚の氏名があったのに、私の厚生年金保険の記録がないのは納得がいかないので記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している人事記録により、申立人が申立期間において A 事業所 B 部門で日々雇用職員として在職していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所に保管する同事務所の厚生年金保険被保険者名簿の中で、臨時職員として申立人が一緒に勤務していたと主張する 4 名の同僚のうち、A 事業所 D 部門から提出された 3 名の人事記録及び社会保険庁のオンライン記録により、うち 1 名は昭和 38 年 9 月 1 日から勤務した 1 か月後の同年 10 月 1 日に、他の 1 名は 38 年 7 月から勤務した 6 か月後の 39 年 1 月 1 日に、残りの 1 名は 42 年 4 月から勤務した 1 年後の 43 年 4 月 1 日に、それぞれ同事務所の厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立期間に係る同事務所の事業主は、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、これらを確認できる資料が無いため不明であると回答している上、A 事業所 D 部門、A 事業所 E 部門、F 部門及び G 部門に申立期間当時の日々雇用職員の厚生年金保険の適用について照会したものの、関連資料を保存していないため不明であると回答している。

さらに、社会保険事務所に保管する同事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間の健康保険番号が連番で欠番も無い。

このほか、申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1324 (事案 312 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年から 35 年まで

当初の判断後、新たな資料は無いが、申立期間については、A 区の B 社に勤め厚生年金保険に加入していたはずなので、再調査願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が同僚の氏名を記憶していることから、申立事業所に勤務していたことが推認できるものの、社会保険事務所が保管する B 社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名及び欠番が無いこと、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、資料等も残されていないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人からは、新たな資料、証言等の提出が無く、申立期間において、当該事業所に勤務していたとの主張を繰り返すのみであるが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、所在の確認できた同僚も、申立人の氏名等を記憶しておらず、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
私が代表取締役だったA社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成 5 年 11 月 10 日に、私の標準報酬月額が同年 3 月 1 日までさかのぼって大きく減額されているが、そのような処理がされていることは全く知らなかったのもので、元どおりの記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は 53 万円と記録されていたところ、同事業所が解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 10 月 31 日より後の同年 11 月 10 日付けで、同年 3 月 1 日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額を 8 万円に引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「代表者印を自分と取締役である妻が保管していた。」と述べている上、申立人の妻は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった旨の届けを社会保険事務所へ提出したことを認めており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届書でなければ受付しない。」と回答していることを踏まえると、代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から同年10月31日まで  
私が取締役だったA社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成5年11月10日に、私の標準報酬月額が同年3月1日までさかのぼって大きく減額されているが、そのような処理がされていることは全く知らなかったので、元どおりの記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は53万円と記録されていたところ、同事業所が解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月31日より後の同年11月10日付けで、同年3月1日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額を8万円に引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は取締役であり、申立人の夫は代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「代表者印を自分と代表取締役である夫が保管していた。」と述べている上、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった旨の届を社会保険事務所へ提出したことを認めており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届出書でなければ受付しない。」と回答していることを踏まえると、社会保険関係の手続を担当していた取締役である申立人が、当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険関係の手続を担当していた取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月から30年7月まで  
私は、昭和28年10月から30年7月まで、A社B営業所においてC（職種）をしていた。厚生年金保険の加入記録が無いとする社会保険事務所の回答に納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてD（地名）に所在したA社B営業所に勤務し、同社の本社はE県F市にあったと述べているところ、E県F市に所在したA社の係長であった者が「A社は、Gを業務としており、D（地名）にB営業所があった。」と供述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A社B営業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、上記係長は、「私自身は、出張で1、2回立ち寄ったことがあるだけだが、数名でやっていた印象がある。会社の最終決裁はすべて本社を通すことになっていたので、B営業所で独自に厚生年金保険の適用を受けていたとは思えない。申立人については、B営業所長が現地で臨時的に採用した者ではないか。」と供述している。

さらに、A社は昭和34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていて関係資料の所在は不明であり、当時のB営業所長も既に他界していることから、申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から12年11月1日まで  
社会保険事務所から、私の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が下がっていることを聞いたが、私は、報酬を下げる届出をした覚えは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成12年11月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約5か月後の13年3月22日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が11年7月から12年10月までの期間について44万円から26万円に遡及<sup>そきゆう</sup>して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票の事蹟の記録により、申立人は、遡及訂正が行われた平成13年3月22日に社会保険事務所で職員と滞納保険料について面談していることが確認できる上、申立人は、会社の代表者印について「自分の机の中に保管していた。」と説明しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役であった申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年8月1日から12年1月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成12年1月1日から14年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月1日から12年1月1日まで  
② 平成12年1月1日から14年1月1日まで

申立期間①について、私の標準報酬月額が9万2,000円に下げられているが、当時の給与は30万円以上であり、社会保険事務所に報酬の引下げに関する相談をしたことは無いので、納得できない。

また、A社が社会保険を休止する届出をしたのは平成14年3月ごろであり、同年1月1日までは社会保険に加入していたと認識しているので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できないので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、平成12年1月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約2年3か月後の14年3月29日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年8月から11年12月までの期間について30万円から9万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、申立期間当時から現在に至るまで代表取締役であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票の事蹟の記録により、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、申立人は、社会保険事務

所から保険料納付を強く要請されていたことが確認できる上、申立人は、「平成 14 年 3 月ごろに、社会保険を一時休止する届出に会社の実印を押して提出した。」と供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額 of 訂正処理をする場合、会社の代表者印の押印された届書が必要である。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該遡及訂正処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②については、申立人は、当該事業所が社会保険を休止する届出をしたのは平成 14 年 3 月ごろであり、同年 1 月 1 日までは社会保険に加入していたと認識していると主張しているが、当該事業所は 12 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月ごろから5年2月ごろまで  
② 平成7年3月ごろから8年4月ごろまで  
③ 平成9年5月ごろから10年4月ごろまで

私は、申立期間①はA事業所B店に、申立期間②はC（地名）にあるD事業所に、申立期間③はE事業所F店にそれぞれ勤めており、厚生年金保険に加入していないことになっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A事業所B店において、平成4年12月16日から5年2月10日まで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所B店は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人の雇用保険被保険者区分は「短時間」となっていることから、申立人は、正社員ではなかったと推認できる。

2 申立期間②については、申立人は、D事業所G工場に勤務していたと主張しているが、同事業所G工場は、D事業所として一括適用事業所となっており、D事業所の被保険者縦覧照会回答票には申立期間②において申立人の氏名は無い上、D事業所H（人事担当）部門は、「社内で保管している社会保険台帳において、申立人の氏名は無い。また、事業所として加入しているI健康保険組合にも申立人の資格取得履歴が確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態が不明である。

- 3 申立期間③については、申立人は、E事業所F店に勤務していたと主張しているが、同事業所F店は、E事業所として一括適用事業所となっており、同事業所の被保険者縦覧照会回答票には申立期間③において申立人の氏名は無い上、同事業所J（人事担当）部門は、「申立人の勤務実態は不明である。また、K厚生年金基金の加入記録において、申立人の氏名は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態が不明である。
- 4 申立人は、申立期間①、②及び③において国民年金に加入し、その前後の期間を含めて、国民年金保険料の申請免除を受けている上、ほかに申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から42年4月1日まで  
② 昭和42年4月5日から43年9月1日まで  
③ 昭和43年11月1日から46年9月21日まで

私は、ねんきん特別便を見て、A社、B社C工場及びD事業所における厚生年金保険の加入記録が無いので問い合わせたところ、それらの期間については脱退手当金が支給されているとの回答を受け取った。

しかし、脱退手当金を受け取ったことになっている昭和46年12月の2か月前の同年10月\*日に長男を早産し、そのままD事業所を辞めたので、会社から脱退手当金についての説明も受けていないし、長男の付添いで脱退手当金の請求をできるような状況でもなかった。申立期間の脱退手当金は受取った記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のD事業所の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給日以前のすべての厚生年金保険加入期間を基礎として支給されており、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和46年12月17日に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 30 日から 40 年 3 月 1 日まで  
私は、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者となっていたと考えていたが、被保険者となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所の申立期間に係る同僚を調査したところ、厚生年金保険の加入記録と同僚自身の記憶する在職期間とが一致する者もいたが、複数名については記憶する在職期間よりも短い加入期間となっており、「見習いで入る者もおり、また人の出入りが多かったので、直ちに（厚生年金保険へ）入らなかった者もいたかもしれない。」と証言する同僚がいたほか、当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録の無い者も見受けられた。これらのことから、当該事業所では厚生年金保険への加入の可否及び時期について、従業員ごとに個別に対応していたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 40 年 3 月 1 日とされており、それ以前に申立人の当該事業所での記録は見当たらない。

加えて、当該事業所の事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 22 日から 34 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 26 日から 39 年 10 月 25 日まで  
③ 昭和 40 年 7 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで

私の名前はA（姓）B（名）だが、社会保険庁の記録ではA（姓）C（名）やA（姓）D（名）となっていたので脱退手当金を受け取れるはずがない。また会社退職時に厚生年金保険を脱退していないのに、脱退手当金の受給の記録があるとE社会保険事務所から回答を受けた。納付できないので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が脱退手当金裁定請求書を提出したことを示す事業所作成の喪失者名簿がF社から提出されている上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録に脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間①の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年3月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

申立期間②及び③については、G社（現在は、H社）の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和43年の前後2年に資格喪失した者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を除き6名に支給記録があり、連絡が取れた3名のうち2名は「脱退手当金を受給した。」と述べ、そのうち1名は「会社が脱退手当金の裁定請求をした。」と述べている上、社会保険事務所が保管する申立人の被保険

者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間②及び③の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、年金記録の氏名が間違っているため脱退手当金を請求し、受給することはできないと主張しているが、脱退手当金が支給決定された昭和34年及び43年当時使用されていた被保険者名簿の氏名は「A（姓）B（名）」と正しく記載されていることが確認できる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から平成 5 年 11 月 30 日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与に比べてかなり低くなっているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の6年1月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が昭和63年3月から平成元年11月までの期間については36万円から6万8,000円に、同年12月<sup>そきゅう</sup>から5年10月までの期間については36万円から8万円に、それぞれ<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の履歴事項全部証明書により、申立人は、取締役であり、平成5年12月7日からは清算人であったことが確認できる。

また、申立人は、清算人になった後、社会保険事務所から滞納保険料について厳しい督促を受け、社会保険事務所の職員から督促はもうしないからと言われ、「早く清算をしたい思いから書類にサインをした。」と供述している上、代表者印については、清算人である申立人が管理していたと供述しており、社会保険事務所では「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押された届書でなければ受け付けない。」と回答していることを考え併せると、清算人である申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、清算人である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 千葉厚生年金 事案 1335 (事案 527 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 7 月ころから 46 年 2 月ころまで  
当初の判断後、A社の経理担当だった同僚の名前を思い出したので、再調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録と電算記録とが合致していること、申立人以外にも、雇用期間と厚生年金保険加入期間が一致していない者が複数いることから、申立期間②に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無いこと、同僚の供述等からも、厚生年金保険料の控除が確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、A社に勤務していた当時の経理担当の同僚だったとする者の姓を挙げているが、当該事業所の被保険者の中にその姓の者は確認できず、当時の状況は不明である。

また、申立人が名前を挙げている上記の経理担当の同僚以外のA社関係者及びB社の事業主については、既に調査を実施しているため、新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月26日から36年1月30日まで

A社における私の厚生年金保険の被保険者期間は、記録では昭和35年9月26日までとなっているが、私はB部の正社員として、同年の年末から翌36年の年始にかけて、C（職種）の業務に従事していたので、申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和35年7月26日から同年9月26日までA社において厚生年金保険の被保険者となっており、申立期間当時の業務（特にC（職種））に関して具体的に記憶していること、及び当該事業所の元専務は、申立人が年末年始の業務を具体的に記憶しているので年末年始にかけて勤務していたと思うと供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元専務は、申立人が当該事業所で申立期間において厚生年金保険に加入していたかどうかは不明としている上、当該事業所は、名称変更後、平成12年7月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料の所在は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態は不明である。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から9年3月10日まで  
申立期間の標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年3月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年5月から9年2月までの期間について59万円から30万円に遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納は無く、標準報酬月額の減額訂正に関与していない。」と主張しているが、代表者印については自分自身で保管していたと供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押された届書でなければ受け付けない。」と回答していることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 1 日から 17 年 3 月 1 日まで  
私の年金記録をみると、平成 16 年から 17 年にかけて標準報酬月額がさかのぼって引き下げられており、当時の報酬額に見合ったものとなっていないので、本来の額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成 17 年 3 月 1 日に喪失しているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約 8 か月後の同年 11 月 15 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 16 年 11 月から 17 年 2 月までの期間について 62 万円から 30 万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納は無かったと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票の事蹟の記録により、申立人は、平成 17 年 5 月から同年 11 月までの期間に、滞納保険料について社会保険事務所の担当官と複数回にわたって話し合いをしていることが確認できる上、代表者印は申立人自身が保管し、他人に使わせたことは無いと供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押された届書でなければ受け付けない。」と回答していることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月ごろから33年12月ごろまでの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成3年9月9日から4年7月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月ごろから33年12月ごろまで  
② 平成3年9月9日から4年7月31日まで

私は、申立期間①について、昭和31年5月にA県B郡C町にあったD社（本社はE（地名））に現地採用として入社し、F県G郡H村で勤務した後、33年12月に退職したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、平成3年9月にI社に入社し、入社後に手取りで4万円昇給したのに、標準報酬月額が入社時と変わっていないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する写真及び申立人が勤務先の名称、場所等について詳細に記憶していることから、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立期間①当時、D社という名称の事業所は、A県B郡C町及びF県G郡H村において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、E（地名）のD社（現在は、J社）は、昭和49年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が名前を挙げた元事業主、二つの勤務先の元所長及び元同僚である申立人の兄について厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①において、いずれも厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、E（地名）のD社は、平成16年2月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料の所在は不明であり、元事業主、元所長（A県）及び申立人の兄は、既に他界し、元所長（F県）は所在不明であることから、申立期間①当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、I社から提出された申立人の賃金台帳の写しにより、申立人は、平成4年1月に昇給していることが確認できるものの、当該昇給による報酬月額の変動は、社会保険事務所への月額変更届の対象にはならない上、申立期間②において給与から控除されている厚生年金保険料1万7,400円は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額（24万円）に見合ったものであることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間②について、標準報酬月額をさかのぼって訂正した形跡は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 22 年 4 月まで  
私は、昭和 21 年 1 月ごろから 22 年 4 月ごろまで A 事業所 B 部門で C (職種) など行っていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所 B 部門は、昭和 29 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、A 事業所 C (人事担当) 部門は、「昭和 21 年 3 月 31 日付けの資料において、申立人は、在籍が認められる。また、A 事業所 B 部門の異動票により、22 年 2 月 14 日に退職していることが確認できる。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の適用を除外される者に該当していたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。